京都弁護士会公害・環境委員会への2016年度里山実地修習

龍谷大学里山学研究センターリサーチ・アシスタント
龍谷大学大学院法学研究科博士後期課程
西脇秀一郎

1．京都弁護士会公害・環境委員会による里山実地修習の概要

龍谷大学里山学研究センターでは、京都弁護士会公害・環境委員会の依頼を受けて、2016年10月31日㈪に、京都弁護士会公害・環境委員会による第69期選択型実務修習（自然保護部会）の環境問題体験コースの一環として、第69期司法修習生に対するセンター研究員による里山学の講義レクチャーと「龍谷の森」（滋賀県大津市瀬田）における実地レクチャーを行った。

当該修習は、第69期司法修習生に対して、環境問題及び里山問題に関する研修を目的とするものであり、龍谷大学里山学研究センターから、牛尾洋也（同センター長及び研究員、龍谷大学法学部教授）、丸山徳次（同研究員、同文学部教授）、宮浦富保（同研究員、同理工学部教授）、林珠乃（同研究員、同理工学部実験助手）、村澤真保呂（同研究員、同社会学部准教授）、太田真人（同博士研究員）、西脇秀一郎（同リサーチ・アシスタント）が参加した。実務修習の担当弁護士として、伏見康司氏（弁護士）、浅井亮氏（弁護士）、司法修習生からは、伊藤佑貴氏、岩田夏樹氏、大沼卓朗氏、風早孝紀氏、樫山賢二氏、高田慧氏、田島佑規氏、中谷慎太郎氏、長谷川麻里氏、平田憲人氏、藤橋悠二氏、箕輪ナナ氏、森勇貴氏の参加があった。

2．実地修習概要

⑴ 講義レクチャー

まず、京都弁護士会公害・環境委員会の伏見康司弁護士と牛尾洋也センター長による挨拶の後、里山学研究センタースタッフ及び司法修習生及び弁護士による自己紹介が行われた。司法修習生からは、「富士山の近くが実家である」、「中学において生物部に入っていた」、「大学在籍時に倫理学を専攻していた」、といった紹介のほか、「ロースクールで環境法を選択していた」などといった理由で自然環境部会の実務修習を選択したとのコメントがあった。

講義レクチャーは、丸山研究員、宮浦研究員、牛尾研究員によって行われた。

第一に、レクチャー１として、丸山研究員から、「里山学の展開」と題するレクチャーが行われた。「里山」の狭義及び広義の概念、また、「人の手が入った自然」ないし「文化としての自然」としての里山について講義がなされ、質的な改善を意味する「持続可能社会」（sustainable society）の概念の起源が18世紀初期のドイツ林学・森林管理の形成期における「Nachhaltigkeit」の概念にまでさかのぼることができ、わが国の森林法における「保続」の概念がそれを継受していることなどが示された。司法修習生からは、里山という言葉の中に、里

と山があるが、そこでいう山の構成要素及び定義はどう考えるべきかといった質問や、人口減少に伴い、当初から原生自然にしておいたほうが良いということも考えられないかと質問がなされた。これらに対しては、「里海（さとうみ）」などの言葉もあり里という言葉に付随して対象としての自然が位置付けられ得ること、また、原生自然をつくる、場所を確保するという必要性はもちろんあるが、限界集落や人口減少においてまったく手を入れなくて良いというわけではなく、人の手が入っているからこそ維持される生物多様性があり、天然記念物指定についても人の手をつけないのではなく、人の手が入らないからこそ絶滅した生物もいるために、人間の手が入ることによる影響を加味する必要性があること、土壌の崩壊についても防災上の問題があるといえるとの回答がなされた。

第二に、宮浦研究員からは、「龍谷の森:大学が所有するかつての里山」と題するレクチャー２が行われた。航空写真を用いて、琵琶湖や龍谷の森の位置関係や、わが国の森や自然の歴史的変遷や森林減少の変遷などについて講義がなされた。1864年の江戸時代における東山の再撰花洛名勝図会（東山全図、その三）では、一本杉が描かれており、江戸時代末期の比叡山や草山一部禿山という状況であったことがうかがわれること、主要な街道筋は禿山が多かったこと、「毎日草刈」として百姓の主な仕事が草刈りであったことなどが紹介された。また、大阪の地域では、薪として、当初はカシなどの広葉樹を利用していたものが、６世紀後半にアカマツを使用するようになり、その時期から日本的な里山的景観が形成されてきたといえることや、現在のナラ枯れの実態などが示された。

第三に、牛尾研究員から、「里山学と法律学との接点」と題するレクチャー３が行われた。特に法学及び法律学と里山学の関係性に重点を置いた講義がなされた。和歌山県有田川市あらぎ島の重要文化的景観など、里山に関係する制度は多く、長浜町入浜権訴訟における公物に関する反射的利益論に対する理論及び裁判例による克服の道筋が報告された。また、通行権に関する数多くの裁判例・判例や、イギリスのフットパスに関する法律などから、里山学的アプローチの可能性が指摘された。さらに、景観利益をめぐる訴訟と判決を踏まえて、「景観（Landschaft）」概念について、景観地理学及び景観生態学の見地に基づく報告がなされた。

⑵ 実地レクチャー

その後、昼食休憩を挟んで、午後の実地レクチャーについての説明が林珠乃研究員から行われた。

実地レクチャー（レクチャー４）は、瀬田キャンパスに隣接する龍谷の森にて林研究員及び宮浦研究員の実地ガイドにより行われた。森林観測タワーへの登頂や、ナラ枯れの実態やコナラの木の植生などについて観測ないし実習が行われた。

実地レクチャーの後に開かれた意見交換会では、講義で出た話題を龍谷の森においてそのまま体験できたことや、法律と実態との乖離を学ぶことができたこと、また、尾瀬の植生を中学生の生物部において観察した体験などを思い出すことができたといった意見や、龍谷の森での取り組みなど新鮮であったことなどが意見として挙げられた。さらに、龍谷の森において丸山研究員のレクチャーで原始と人工の間にある里山の存在を実感することができたこと、環境問題は実際に見てみないとわからないことから現場の重要性を実感しコナラの植生など多くを学ぶことができたこと、放置することが自然の管理とも思っていた自身の理解への反省があったことなども挙げられた。そのほかにも、綺麗な森や紅葉の森を見て環境の側面から社会に貢献

できたら良いと再認識できたことや、自然との共生のなかでイノシシなどの動物の問題はなお課題であると感じたこと、そして、責任問題などネガティブな部分に法律問題が出てくる際に、事前の段階でより良い環境を整える意味で法律が役立てば良いと認識したことや、森林観測タワーでの撮影などを通して、森林や里山をもっと身近に感じるようにしていくべきことなど、学際的な取り組みの必要性を感じたといった意見が出された。また、実地の体験を通して訴訟問題なども色々な立場から役立っていきたいと考えたこと、一昨年にスイスで１週間過ごした際にスイスでは都会から税金をとり山に還元するなどの取り組みがあることを知り日本でもそのような可能性があると感じたこと、刑事訴訟に関する修習においてやることとやるべきことを区別する意味を学んだが、環境と法律家はやることとやるべきことが近い分野であることを学んだといった感想がなされた。

浅井弁護士からは、当該修習では里山学研究センターの学際的な視角が学べることの重要性が指摘され、伏見弁護士からは、法律学と里山学との関係性について、京都府亀岡市の鮎もどきの訴訟があるが、田んぼがないと絶滅する生物も存在し、そのような里山的存在がないと存在することができない生物が実際に問題となっていることが指摘された。

また、司法修習生からの質問として、森林観測タワーの研究上の存在意義は何かという質問があり、宮浦研究員から、上から森をみることでわかる森林にかかわる研究上の意義や木の上で生息する動物等の観測などに役立つことが指摘され、普段と異なる視点で森を眺めるという意味で環境学習としても意義があると回答がなされた。さらに、虫があまり見られなかったのはなぜかという質問について、宮浦研究員から秋という季節や、むしろ森には虫があまりおらず、開けた空間のほうが虫は棲みやすいという回答がなされた。

丸山研究員からは、第三セクターとして滋賀県と大津市が無償で贈与した土地に龍谷大学の瀬田キャンパス及び龍谷の森ができた経緯とともに、環境アセスメントにて、オオタカが見つかり龍谷の森が保全されることとなったが、なお里山の保全と開発はリアルな課題として残存していること、福島では、長期的な問題として森林をどうするのかという問題があることが指摘された。また、持続可能性に関しては、現在の時間のなかで短期的成果に価値を見出すことに対して、自分が死んだ後の世界について考えることができるかが決定的に重要であることが指摘された。牛尾研究員からは、社会では訴訟になっていない問題も多数ある中で、そこにおいても法律家の関わりがあるとされ、それぞれの場所で発せられる言葉を制度にのせることができるか否かは法律家にかかっているといったことが指摘された。宮浦研究員からは、獣害問題が里山及び奥山の問題として深刻であること、林研究員からは、善意による仕事が活きる可能性が拓かれることの重要性が指摘された。